

一関市告示第 120 号

一関市合宿受入整備事業補助金交付要綱を次のように定め、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 31 日

一関市長 勝 部 修

一関市合宿受入整備事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 市外の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中等部及び高等部、大学並びに高等専門学校をいう。以下同じ。）の生徒又は学生で構成するスポーツ及び文化芸術の団体（学校において部と認められた団体に限る。以下「学校等」という。）の合宿を誘致し、交流人口の増加及び交流による地域の活性化を目指すため、学校等の合宿を支援する市内の自治会などの地域団体等（以下「地域団体」という。）が行う事業に対して、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成 17 年一関市規則第 52 号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(補助対象者)

第 2 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する地域団体とする。

- (1) 学校等の合宿（合宿期間が連続して 4 泊以上であって、延べ宿泊者数が 20 人以上のものに限る。以下同じ。）の支援を行う団体
- (2) 学校等の合宿期間中に合宿参加者及び地域住民の交流事業を行う団体

(補助対象事業)

第 3 補助金の対象となる事業は、学校等の合宿に際し、地域団体が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 環境整備事業 宿泊環境又は練習環境の整備に係る事業
- (2) 地域交流事業 地域住民との交流を図るための交流会等の開催に係る事業
- (3) 合宿誘致事業 合宿に係る学校等との打合せその他合宿の誘致に係る事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象事業としない。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 政治的又は宗教的な活動を目的とするとき。
- (3) 市又は市の関連団体（市から補助金等を受けている団体をいう。）から補助対象事業に対して補助金等の交付を受けているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

（交付対象経費、補助額等）

第4 補助金の交付対象経費、補助額及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

（補助事業の経費の配分及び内容の変更）

第5 規則第8条第1項第1号及び第2号に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業内容の著しい変更
- (2) 補助金の額の変更

（申請の取下期日）

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類及び提出期限）

第7 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表第2のとおりとする。

（補則）

第8 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第4関係）

事業区分	対象経費	補助額	補助限度額
環境整備事業	消耗品費、手数料、使用料及び賃借料、備品購入費	対象経費の額以内の額。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。	申請団体1団体につき、宿泊者数（同一年度において複数の団体を受け入れる場合はその合計）に応じ、次のとおりとする。 (1) 100人未満 100,000円 (2) 100人以上 200,000円
地域交流事業	消耗品費、使用料及び賃借料		
合宿誘致事業	旅費、消耗品費、使用料及び賃借料、通信運搬費		

別表第2（第7関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条の規定による書類	合宿受入整備事業補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	合宿受入整備事業補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 その他市長が必要と認める書類	第4号 第2号	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	合宿受入整備事業補助金交付請求書 1 事業実績書 2 収支決算書 3 宿泊報告書 4 領収書の写し 5 事業の着手前及び完了後の写真（環境整備事業） 6 写真（地域交流事業） 7 その他市長が必要と認める書類	第5号 第2号 第3号 第6号	別に定める。